



育児・介護休業法では、以下の制度が定められています。制度の詳細は下記のリンク先をご覧ください。

介護のための休業・休暇制度

◎介護休業

要介護状態にある家族を介護する労働者が、事業主に申し出ることにより、対象家族1人について、通算93日まで休業できる制度です。3回の分割取得も可能です。

◎介護休暇

対象家族の介護、通院等の付添い、介護サービス適用を受けるために必要な手続きの代行、その他必要な世話をを行うための休暇です。

1日又は半日単位で、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日間)とることができます。

要介護状態とは

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態をいいます。

対象家族とは

配偶者(事実婚含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫 です。

対象労働者について
有期契約の場合は条件
があります。このほか一
定の場合に制限があり
ます。

労働時間の短縮・調整に関する制度

◎所定労働時間短縮等の措置

勤務しながら、介護を容易にするための措置です。

勤務先の定めにより、①短時間勤務制度②フレックスタイム制度③時差出勤制度④介護サービスの費用の助成等 のいずれか利用できます。

対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年以上の期間利用できる制度で、2回の分割取得も可能です。

◎所定外労働の制限、法定時間外労働の制限、深夜業の制限

要介護状態にある対象家族の介護をする労働者の申請により、「残業をさせない制度」「1ヶ月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせない制度」「深夜業(午後10時～午前5時)をさせない制度」があります。

介護離職ゼロ ポータルサイト(厚生労働省)

厚生労働省



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html>

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護離職ゼロ ポータルサイト

育児・介護休業法の各制度、介護保険、仕事と介護の両立など、
さまざまな情報を掲載しています。



厚生労働省HP

※雇用保険の被保険者が要介護状態にある家族を介護するために「介護休業」を取得した場合、一定の要件を満たせば、介護休業給付金(雇用保険)の給付を受けることができます。

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_continue.html



ご相談・お問い合わせ先



広島労働局 雇用環境・均等室(8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く)

電話 082-221-9247 テレホン 730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階